

右の者に対する詐欺被告事件（昭和六〇年（あ）第一二五七号）について、昭和六〇年一一月二一日当裁判所がした保釈請求却下決定に対し、被告人から異議の申立があつたが、最高裁判所がしたこのような決定に対しては不服の申立をすることが認められていないから、本件申立は不適法である。よつて、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和六〇年一二月四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	橋	進	
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	牧		圭	次
裁判官	島	谷	六	郎
裁判官	藤	島		昭